

健生支第 1790 号  
令和 1 年 10 月 28 日

生活保護法指定介護事業者 各位

横浜市健康福祉局生活支援課長

生活保護基準の見直しについてのお知らせ（通知）

平素より本市生活保護行政に御協力いただき、ありがとうございます。

この度、平成 30 年 10 月より段階的に実施している生活保護基準の見直しの 2 回目が、令和 1 年 10 月 1 日に行われましたのでお知らせします。

昨年度も同様の通知で令和 1 年 10 月以降の見込み額をお示ししていましたが、消費税増税の影響により、金額が変更となっておりますのでご注意ください。

事業者の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただけますよう、お願い申し上げます。

【居宅生活、認知症グループホーム、有料老人ホーム等の生活扶助基準額】

	生活扶助基準額						加算		
	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	冬季加算 11～3月	期末一時扶助 12月	障ア加算	障イ加算	重度障害者 加算
	基準額	基準額	基準額	基準額					
令和1年10月～	78,230円	78,230円	74,710円	73,170円	2,630円	14,160円	26,810	17,870	14,790
令和2年10月～※1	76,880円	76,880円	74,220円	71,900円	2,630円	14,160円	※2		

※1 令和 2 年度 10 月以降の生活扶助基準額は現段階での見込みの金額です。

※2 令和 2 年度の加算額は未定です。

○ 年齢について

生活扶助基準額の年齢基準は、誕生日月での切替えではなく、毎年 4 月 1 日に切替えます。

○ 介護保険料加算について

年金収入がない等の理由で、介護保険料が普通徴収となっている場合、上記生活扶助に加えて、介護保険料加算を上乗せしていますが、原則福祉保健センターから保険年金課に代理納付をしています。

生活支援課生活支援係  
介護扶助担当  
TEL : 671-2366